

# 刑事事件の捜査の端緒としての生命保険調査

－生命保険犯罪防止に資する特性分析－

住友生命 前田 順平

個々の契約から見た場合の生命保険制度は、当該契約の状況如何により、少額の保険料で多額の保険金が得られる可能性がある仕組みと捉えることができる。したがって、その制度が保険金詐欺(保険犯罪)に利用されてしまうという危険性を完全に否定することはできない。そこで、生命保険会社は、日頃からこうした犯罪の事前検知・未然防止に備えておく必要があるが、捜査当局が保険犯罪を1件たりとも見逃さない保証はないという前提に立った場合には、犯罪の検知・防止につき、捜査当局に完全依存するのではなく、法や約款で認められた調査権限を駆使して自ら実現する態勢・行動が求められる(この場合、保険調査は捜査の端緒となる)。本稿は、こうした問題意識の下、保険会社が捜査当局に先んじて犯罪を検知した死亡事件を梃に、生命保険犯罪防止に資する特性分析を試みる。その結果、次の知見が得られた。

第1に、保険調査が捜査の端緒となった死亡事件のうち筆者が知るものの内容を分析した結果、各事件には、①行為の態様について、いずれも車ごと海に転落しての溺死である、②保険調査に臨む請求者(犯罪者)の態度について、保険金取得という目的を果たすために雄弁に証言を行っている、③その他の特徴として、保険犯罪の実行にあたり共犯者が存在する、犯人が借財や金銭トラブル等を抱えている、犯人に不適切な異性との関係が存在する、保険犯罪の経歴を有する、といった事情が認められ、これらの特徴については国内で起きた著名な保険金殺人事件にも同様のものがみられた(第1特性分析)。第2に、第1特性分析が通用性を持つかどうかにつき、外国文献で指摘されている保険犯罪(者)の特徴等とも対比した結果、①は日本の特徴と言えるのではないかと、②は死亡事件と死亡以外事件との間で正反対の特徴が認められるのではないかと、③については海外の事例においても共通する特徴ではないかと、という分析結果が得られた(第2特性分析)。

## I. はじめに

### 1. 本稿の問題意識と目的

保険は、少額の保険料で多額の保険金が得られる可能性があるその仕組みが故に、モラル・リスクが内在することから、犯罪に悪用される危険が常に付きまとう。その最たるものが生命保険契約を利用した、いわゆる保険金殺人であるといえる。

捜査当局が保険犯罪を1件たりとも見逃さない保証はない<sup>1</sup>のだから、生命保険会社としても、そのような前提に立ち、犯罪の検知・防止について、捜査当局に完全依存するのでなく、これを自ら実現する態勢・行動が求められる。

法や約款は、保険金の支払いにあたり、提出された診断書等の書類のみでは保険事故の発生や免責事由の存否の判断がつかない場合に、それらの存否を確認するため、生命保険会社に調査権限を認めている。こうした調査の結果、捜査当局が見逃した保険犯罪を保険会社が検知し、それが捜査の端緒となって刑事事件の立件につながるという展開はそれ自体あり得るものではあるが、知られている事例は必ずしも多くはないように思われる。本稿の目的は、このような事例のうち、裁判例として公になっているものを素材とし、記録として残すとともに、これら事件について、その内容を分析し、保険犯罪に共通した傾向を見出すことであり、それが今後の実務の助けになるのではないかと筆者の問題意識によるものである。

なお、近年、保険金殺人の検挙件数は減少傾向にあり、下表の通り、2002年に11件、2003年に10件であったのをピークに、近年は1～3件程度で推移している状況が認められる。

---

<sup>1</sup> 2011年4月に法医学者、刑事法学者等の有識者からなる警察庁の研究会においてとりまとめられた「犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方について」によれば、警察が病死や自殺として処理した死者がのちに殺人事件などの被害者と判明する、犯罪死の「見逃し」の発覚は、1998年から2010年までの13年間で43件で、うち14件が保険金目的で犯行に及んだものであったとされている。

(保険金目的殺人事件の検挙件数の推移 (1991年～2016年) <sup>2)</sup>

1991	1992	1993	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
4	2	3	3	5	4	6	8	9	9	11	10	9	2	4	3
2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016							
2	0	2	2	1	2	3	2	1							

これは、1つに、保険犯罪の未然防止に向けた制度面の整備、具体的には、一般社団法人生命保険協会を通じて、各生命保険会社等との間で保険契約等の加入状況に係る情報を共同利用する「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」の創設・拡充により、短期集中加入の意図を検知し、当該申込みを拒絶することで保険犯罪を未然に防止することができるようになったことが挙げられる。

また、警察が病死や自殺として処理した死者が後に殺人事件などの被害者と判明する犯罪死の「見逃し」の発覚は2011年～2019年の9年間で11件で、うち5件は近畿連続青酸殺人事件で、急激な減少傾向がみられている。これは、警察庁の有識者研究会が2011年に見逃し防止のための新たな死因究明制度の必要性を提言し、後に成立した死因・身元調査法などの効果とみられているが、一方で、6件の中には聞き込みもしないでさんな捜査で事故死として処理したものもあった模様<sup>3)</sup>であり、捜査当局が犯罪死を見逃さない保証がないとの前提を覆すものではない。保険金殺人という、保険制度を悪用した、極めて悪質性の高い犯罪は1件たりとも許すべきではないこと、未判明の見逃し事案や保険金殺人事件が潜在している可能性もあることを考えると、筆者の問題意識はなお一定の意義を有するものであると考える。

<sup>2)</sup> 未遂を含む。数値は、法務省「犯罪白書」(平成13年版)、警察庁「犯罪情勢」(平成16年版～28年版)から筆者が取りまとめた。

<sup>3)</sup> 産経新聞デジタル版 2020年2月5日 20時52分記事

## Ⅱ．調査の端緒と保険調査の関係

### 1．捜査の端緒とは

刑事訴訟法第189条第2項は「司法警察職員は、犯罪があると思料するとき、犯人及び証拠を捜査するものとする。」と規定する。本条において「犯罪があると思料するとき」とは、特定の犯罪の嫌疑があると認められるときの意味で、この、犯罪があると思料するに至った原因を捜査の端緒という。捜査の端緒としては、現行犯、告訴、告発、請求、自首、検視などが規定されているが、これらに限定するものではない<sup>4</sup>。つまり、捜査の端緒には制限がなく、被害者・第三者の申告、捜査機関の現認などは、典型的な例とされる。他事件の捜査、新聞記事、投書風評等のほか、外国議会における発言等によっても捜査の開始されることがある。訴訟条件がまだ具備するに至っていないくともよい。<sup>5</sup>

捜査の端緒として最も多いのは通報であり、最近では90%近くが通報によるとされ、通報の主体は被害者ないし被害関係者である<sup>6</sup>。本稿において、生命保険会社が独自の調査の結果により保険金詐欺（保険犯罪）を検知し、これを捜査機関に情報提供するというケースも、ここでいう被害者による通報の一類型ということになる。

### 2．生命保険会社における調査

#### a．法律・約款上の規定

保険法は、生命保険については第52条において、「保険者が免責される事由その他の保険給付を行うために確認をすることが生命保険契約上必要とされる場合」があることを前提として保険給付を行う期限を定めるとともに、「保険契約者、被保険者又は保険金受取人が正当な理由なく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかった場合には、保険者はその期間の遅滞の責任を負わない」旨の規定を設けている。

---

<sup>4</sup> 松尾＝松本＝土本＝池田＝酒巻編「条解刑事訴訟法（第4版増補版）」（弘文堂、2016年）358頁

<sup>5</sup> 池田修・前田雅英「刑事訴訟法講義（第6版）」（東京大学出版会、2018年）93頁

<sup>6</sup> 池田・前田前掲94頁

また、上記のような保険法の規定を基礎として、生命保険会社では、通常、現在の保険約款において、保険金請求時に提出された書類だけでは保険金の支払理由の発生の有無や支払免責事由の存否等の確認ができないときには生命保険会社が調査（確認）を行うこと、そのときには保険金の支払期限（5営業日）を延伸（45日）すること、更に特別な事項の調査等が必要と判断された場合には保険金等の請求者に通知のうえで支払期限を更に延伸（180日）すること、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、会社は遅滞の責任を負わないこと等を定めて、保険会社による調査権限、保険金請求者側から見ると調査への協力義務を定めている。

**住友生命保険相互会社 終身保険 普通保険約款 第49条**

- ① 保険金等の支払金は、請求日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定する支社で支払います。
- ② 会社は、保険金の支払いのために確認が必要な次表の場合において、保険契約の締結から請求までの間に会社に提出された書類だけでは次表の事項の確認ができないときは、それぞれその事項の確認を行います。この場合には、前項にかかわらず、保険金の支払期限は請求日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認が必要な事項
1. 保険金の支払理由発生の有無の確認が必要な場合	この約款に定める保険金の支払理由に該当する事実の有無
2. 保険金の支払いの免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払理由が発生するに至った原因
3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合	告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因
4. この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	第2号もしくは前号の事項、約款に定める重大事由に該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡保険金受取人の保険契約の締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結から請求までにおける事実

- ③ 前項の確認をするため、次表の特別な照会手続きや調査が不可欠な場合には、第1項および前項にかかわらず、保険金の支払期限は、請求日の翌日から起算してそれぞれ次表に定める日数（第1号から第4号までのうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。

特別な照会手続き・調査	照会手続き・調査の対象となる事項	支払期限
1. 弁護士法その他の法令にもとづく照会手続き	前項各号に定める事項	180日
2. 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	前項第1号、第2号または第4号に定める事項	180日
3. 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会手続き	前項第1号、第2号または第4号に定める事項	180日
4. 日本国外における調査	前項各号に定める事項	180日

- ④ 保険金の支払期限を第2項または前項の日とする場合には、会社は、確認が必要な事項の内容および支払期限を保険金の請求者に通知します。
- ⑤ 第3項の支払期限を過ぎてもなお、第三者機関からの回答の遅延その他の会社の責任によらない理由により第3項の事項の確認が終わらない場合には、会社は、その確認が終わらなかった理由および確認が必要な事項の内容を保険金の請求者に通知した上で、確認を継続します。
- ⑥ 第1項から第3項までにより定まる支払期限の後に保険金等の支払金を支払うこととなるときは、会社は、支払期限の翌日以後遅滞の責任を負い、遅延利息を保険金等の支払金とあわせて支払います。
- ⑦ 前項にかかわらず、第2項または第3項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間について遅滞の責任を負いません。

#### b. 保険会社による調査の実際

生命保険会社による調査は、概ね以下のような流れで行われる。なお、ここでは死亡保険金請求を例に説明することとする。

生命保険会社は、死亡保険金の請求にあたり、保険金受取人に対し、会社所定の請求書（保険金の請求内容を表示するためのもの）のほか、死亡診断書（死体検案書）、不慮の事故の場合には、事故状況についての申告書（請

求者が記入)、交通事故の場合には、自動車安全運転センターが発行する「交通事故証明書」等の資料の提出を求めるのが一般的である。生命保険会社は、これらの提出書類に基づいて第一次的な支払可否判断を行うが、これらの提出書類のみでは支払可否判断ができない場合、例えば、不慮の事故による死亡であるか否か(災害死亡保険金の支払要件充足の有無)や、被保険者や保険金受取人による故意などの免責事由等存否の判断がつかない場合には調査を実施することになる。提出書類のみで支払うか、調査を実施のうえで支払可否を決定することにするか判断は、死亡診断書(死体検案書)から認められる死亡およびその原因となった事故の態様、死亡保険金額、保険契約締結からの経過期間等を総合して行う。

調査は、はじめに保険金受取人の事情聴取を行い、同人の同意を得たうえで関係先への聴取を進めていくといった流れで行われる。主な関係先としては、事故等の外因死の場合には事故現場、警察等の捜査機関、死亡診断(死体検案)を行った医師・医療機関等があげられるが、関係先の調査の結果、新たに判明した関係先等に調査の対象を広げていくこともある。

調査内容は調査の目的によって異なるが、例えば、外因死で、免責事由である保険金受取人による故意の存否を調査するような場合は、生命保険会社独自の調査結果と、警察等の捜査機関における犯罪捜査の進捗状況や同機関の見解、つまり、捜査機関が事件、事故、自殺のうち、事件性を疑って捜査しているのかどうか、という点も確認しつつ、保険金の支払可否判断に必要な事実関係の確認を進めていく。

このような調査は、生命保険会社ないし同社より委託された調査会社の専門の調査員によって行われることが多いが、これと並行して、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に対し保険契約等の内容等を照会する、支払査定時照会制度<sup>7</sup>を利用することにより、被保険者の他生保における生命保険の加入状況等を調査することもある。

---

<sup>7</sup> 支払査定時照会制度について、一般社団法人生命保険協会のホームページ <https://www.seiho.or.jp/personal/assessment/> を参照

このような生命保険会社の調査の結果、保険犯罪、ないしその疑いを検知するに至った場合、詐欺の被害者に位置付けられる生命保険会社が捜査機関に通報することで捜査の端緒となるといったケースもあれば、捜査機関の側で、同一の事案で多数の保険会社が立て続けに調査に訪れてきたこと自体からこれまで単に事故としか見ていなかった事案について、事故を装った保険犯罪であるとの疑いを抱き、捜査を開始することもある。このような場合、捜査機関は、生命保険会社に対し、刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会を行い、被害者、被疑者を当事者とする生命保険の加入状況、保険金の支払状況、調査の内容等について情報収集を行うこともある。

ちなみに、生命保険会社の調査は、死亡保険金の請求一件書類の提出後に行われるのが一般的である。請求一件書類の提出は、通常、被保険者の葬儀等が済んだ後に順次行われるようであり、死亡から1週間以内に提出されるケースはごく稀であることから、外因死の場合、多くのケースでは事故発生から少なくとも1週間以上が経過した後にはじめて調査を開始することになる。この点、事故受付後に損害調査という形で即時着手が可能な損害保険会社と比べると、事故についての鮮度の高い情報を入手し難い側面があるのは致し方ない面があるものと思われる。

### Ⅲ. 保険会社の調査によって犯罪が検知された実例

以下、先に保険調査が保険犯罪の疑いを検知し、更には民事事件で保険金支払の有無責を巡り係争となり、それらが端緒となって犯罪捜査が進められ、刑事事件の立件につながったという展開を辿った実例を紹介する。

#### 1. いわゆる松山囑託殺人事件

本件は、1992年11月29日夜、愛媛県長浜町の長浜湊砂利置場岸壁から知人の運転する乗用車が車ごと海に転落、同乗していた男性とその愛人の男女二人が死亡した事案である。死亡した男性は、生命保険会社6社との間で13件、保険金総額は災害保険金を加えて10億円を超える生命保険契約を、損害保険会社4社との間で7件、保険金総額2億7000万円もの傷害保険契約

を締結しており、かつ、それらのうち15件、保険金総額10億円以上もの保険契約が事故発生直前8か月間の間に短期集中的に締結されていたこと、調査の結果、乗用車の海中転落の状況にも不審点が多いこと、男性には保険金詐欺の前歴があること、愛人の女性の事故前の行動が不自然であることなどが判明、各保険会社は、男性の死亡事故は偶発的な事故を偽装したもので、被保険者が故意に発生させた事故であるとして支払いを拒絶、あるいはその可能性が高いとして支払いを保留していた。

その後、1993年5月になって保険金受取人である男性の妻および男性が生前に代表取締役を務めていた法人2社が損害保険会社を相手取り保険金の支払いを求めて民事訴訟を提起した。

当該訴訟の第一審判決<sup>8</sup>において、裁判所は「男性は、本件事故前約10億円を超える負債を有して経済的な閉塞状況に陥っていたこと、本件事故前8か月の間に多数かつ多額の保険契約を締結しており、これは、男性が本件事故の発生を予定し、それに対応した行動をとったのではないかとの疑いが強いこと、本件事故については、それが偶発的な事故とすると説明できない不自然、不合理な種々の事情が存在すること、本件事故により男性とともに死亡した愛人の女性についても、本件事故直前に多額の生命保険に加入し、従業員に自分が死んだら生命保険金をあげるなどと言って、事故の死を予定した具体的な行動をとっていたこと、男性には、過去においても、保険金詐欺目的のため船舶を沈没させようとした偽装事故未遂の経歴があり、右事件については艦船覆没未遂罪により松山地方裁判所に起訴され、本件事故当時は右刑事事件も結審間近となって、精神的にもますます追い込まれていたことが認められ…（略）…以上の事情を総合考慮すると、これらの事情に対する原告らの合理的な反論のない本件においては、本件事故は、男性及び愛人の女性が、それぞれ負債の返済に苦慮したあげく、同人らが死亡することにより、遺族らに多額の保険金を手かせ、借金を清算しようとして画策して、多数かつ多額の保険契約を締結した上で、運転手を利用することにより、偶発事故を装って故意に発生させた偽装事故であると判断せざるを得ず、本件事故は、損害保険約款における保険者の免

---

<sup>8</sup> 松山地判平成7年12月8日（判例タイムズ909号246頁）

責事由に該当すると言ふべきである」と判示した。控訴審<sup>9</sup>も原判決を維持した。

本判決で認定された事実によれば、事故発生的手段について「運転手を利用する」、つまり、運転手が被保険者らの依頼に基づいて二人が同乗する乗用車を運転し、故意に海中に転落させて死亡させたという、嘱託殺人罪に該当する行為をなしたことを示唆したものであり、当時、この民事裁判の結果は新聞でも大きく報道されたが、捜査機関の動きは「現在、事件、事故の両面から捜査を進めている」<sup>10</sup>、「引き続き捜査している」<sup>11</sup>などと報道されていた。確かに、この民事判決は、当該行為の存在を直接証明する証拠により認めたものではなく、種々の間接事実の積み重ねによって推認したものであり、犯罪事実について厳格な証明を要し、有罪の認定にあたって合理的な疑いを差し挟む余地のない程度の立証が必要とされる刑事事件の立件に直接つながるものではないものの、被告である保険会社が主張し、判決内で認定された各事実は、捜査機関をして犯罪の存在を疑うに足りるものとして、捜査の端緒となったことは間違いないだろう。

最終的に、愛媛県警は、1997年10月2日に、運転手の男性を嘱託殺人の疑いで逮捕するに至った。新聞記事によれば、警察当局は「当初、転落事故とみて捜査していたが、現場の状況や二人に多額の保険金が掛けられているなど不審な点があったため、事件の可能性があるとみて捜査していた」「嘱託殺人の時効は5年で、来月29日に時効を迎える寸前だった」とされている<sup>12</sup>。まさに、保険会社の調査を端緒として刑事事件の立件につながった実例といえよう。

蛇足になるが、本事案については、上記の損害保険契約の裁判例とは別に、生命保険契約を巡る裁判例も存在する。男性が締結していた生命保険契約のうち、当初から締結されていた2件、死亡保険金総額1億3500万円については、約款上の自殺免責期間（当時は1年）を経過していたが、生命保険会社が商法680条1項1号による全期間免責等を主張して支払いを拒絶したため、

---

<sup>9</sup> 高松高判平成9年2月28日（判例集等未登載）

<sup>10</sup> 読売新聞1995年12月8日（夕刊）記事

<sup>11</sup> 愛媛新聞1997年3月1日（朝刊）記事

<sup>12</sup> 東京新聞1997年10月3日（朝刊）記事

保険金受取人である遺族が支払いを求めて提訴したものである。判決<sup>13</sup>では「商法680条1項1号にいう『自殺』とは、被保険者が自分の命を絶つことを意識し、これを目的として死亡の結果を招く行為をいうのであり、その方法は問わないのであるから、本件の如き嘱託殺人も含まれると解される」「A（被保険者）が計画及び実行した本件嘱託殺人の目的、方法の反社会性は著しく、公序良俗に反するうえ、このような場合に…保険金支払義務を認めるならば、契約者間の衡平を著しく失する」等として、自殺免責期間を1年に限定する特約の適用を排除すべき特段の事情が存在するといえるとしている。

なお、免責期間経過後の自殺への免責適用については、最高裁判例<sup>14</sup>で「当該自殺に関し犯罪行為等が介在し、当該自殺による死亡保険金の支払を認めることが公序良俗に違反するおそれがあるなどの特段の事情がある場合は格別、そのような事情が認められない場合には、当該自殺の動機、目的が保険金の取得にあることが認められるときであっても、免責の対象とはしない」という判断が示されたが、本事案は、最高裁のこのような判断枠組みに基づいて検討しても免責判断が妥当な事案であったといえよう。

## 2. いわゆる石巻保険金殺人事件

この事件は、1995年8月18日の夜、実家に盆の挨拶に行くとして自宅を出発し、同日9時ころには実家を出た男性（以下Aという。）がその後行方不明となり、同人の家族らが警察に捜索願を提出するなどして同人の捜索に努めたが発見できずにいたところ、同年11月7日、宮城県石巻市の石巻工業港の海中から、車両に乗った状態で死亡している同人の遺体が発見された事案である。

Aとの間にAを被保険者とする生命保険契約を締結していた生命保険会社（2社）は、受取人であるAの妻（以下、Xという。）からの保険金請求を受け、死亡保険金2件計1億3,000万円余りを支払った一方、災害特約保険

---

<sup>13</sup> 【原審】松山地判平成11年8月17日（生命保険判例集第11巻465頁）、【控訴審】高松高判平成12年2月25日（生命保険判例集第12巻128頁）

<sup>14</sup> 最判平成16年3月25日民集58巻3号753頁

金 2 件計 9, 0 0 0 万円の災害特約保険金の支払いを拒絶したことから、平成 8 年 1 0 月に X が、この保険金の支払いを巡って民事訴訟を提起した。

判決<sup>15</sup>は、「被保険者は、本件車両を無灯火のまま海面に向けて走行させた結果、道路から数十メートルも先の海中に転落したもので、本件事故は、決して一瞬のはずみで重大な結果を招いたというたぐいのものではなく同人の重過失により発生したものと認めるのが相当」と判示し、災害死亡保険金の請求が棄却されるという結果となった。この判決の事実認定によれば、行方不明になってから約 3 か月経って A が発見された経緯について「1 0 月 3 0 日、石巻警察署に対し、8 月 1 8 日の夜、埠頭の先端で夜釣りをしていたところ、1 台の自動車が、港の岸壁から海中に転落するのを見たとの匿名の投書がなされた」「それらを手がかりに、同年 1 1 月 7 日、石巻港の海中を捜索したところ、本件事故現場において、岸壁から約 5 メートルの位置に、本件車両及びそこに乗車したままの A の遺体が発見され、引き揚げられた。」「右引揚げ時の本件車両の状況は、ドアロックは解除され、運転席と助手席の窓ガラス（手動式）は全開となっており、エンジンキーは ON の位置、シフト・レバー（オートマチック）は L（ロー）の位置、ライトのスイッチは OFF の位置となっており、ハンドルは右に切られ、タイヤもその方向を向いていた。」等とされている。

ところが、本件はその後、意外な展開を見せる。被保険者の死亡から 6 年以上が経過した 2 0 0 1 年 1 0 月 6 日、保険金受取人であった X ら 4 人が A を石巻工業港の岸壁から車ごと海中に転落させて水死させたとして殺人容疑で逮捕されたのである。翌日の新聞報道<sup>16</sup>の内容は以下のとおりである。

- ・「X 容疑者は A さんが行方不明になって 2 か月後の 1 9 9 5 年 1 0 月 1 0 日、『夫は石巻の港に沈んでいるとのお告げを巫女から受けた』などと話し、石巻市の潜水業者に捜索を依頼した。」

---

<sup>15</sup> 【原審】仙台地判平成 10 年 3 月 19 日（生命保険判例集第 10 巻 123 頁）、【控訴審】仙台高判平成 10 年 10 月 20 日（生命保険判例集第 10 巻 401 頁）

<sup>16</sup> 河北日報 2001 年 10 月 7 日（朝刊）記事

- ・「業者が『漁港もあれば工業港もある』と特定を求めると、X容疑者は『壁や建物があり、大型車も往来する場所と言われた』と、石巻工業港の中島ふ頭を指定した」
- ・「（二度にわたる捜索の結果でも発見に至らなかった後に）それでもあきらめず、業者を替えて翌11月7日、三度目の捜索。X容疑者が当初から指定していた地点でダイバーが海中に沈んだ車を発見。車内のAさんの遺体を確認した。」
- ・「一部の保険会社は、X容疑者の指摘が“的中”したことにかえって疑問を抱き、独自に調査を開始。巫女から事情を聞いた結果、『港とは言ったが、ふ頭名などは特定していない』との証言を引き出して疑念を深めたという。」
- ・「X容疑者が捜索中の95年10月30日、『工業港で車の転落を目撃した』という匿名の投書が図面付きで石巻署に寄せられ、図の示す転落地点はX容疑者が指定した場所とほぼ一致した。」
- ・「県警は同日、石巻署に捜査本部を設置。本格的な捜査に乗り出した。」
- ・「Aさんには総額2億円以上の保険金が掛けられ、X容疑者はこのうち1億数千万円を受け取っていたため、捜査本部はX容疑者がB容疑者らに謝礼を支払って殺人を依頼していた疑いもあるとみて金の流れなどの特定を急ぐとともに詐欺容疑での立件も目指す。」
- ・「X容疑者は容疑を認めているという。」
- ・「捜査本部は、投書が届いた時期とX容疑者がAさんを見つけた時期が近接している上、投書から指紋が一切検出されなかったことを重視。4容疑者のうちのどれかが投書を出したがうまくいかなかったため、保険金を得るためにX容疑者自身がAさんを『発見』したとみて追及する。」

上記の報道内容からは、一部の保険会社は、独自の調査の結果、保険金受取人の関与を疑うに足りる事実を把握していたことが窺えるが、民事訴訟において被告となった生命保険会社は、訴訟において災害死亡保険金の支払いのみが争われていることからわかるように、死亡保険金部分は訴訟提起を待たずに支払いを行ったようである。このことからすると、生命保険会社が保険金受取

人の故意という免責事由の調査にあたり、最も重視する捜査機関の当初の見解が事件性を否定する内容であったことが窺えるし、かつ、生命保険会社による独自の調査の結果や、A氏への高額な生命保険の付保の事実、そして死亡保険金取得後の実行犯への報酬金の流れが犯罪捜査に役立ったことは想像に難くない。本件も、逆説的な意味ではあるが、生命保険会社の調査が捜査の端緒となつて刑事事件の立件につながった事案といえるかもしれない。

なお、本件の刑事裁判では、実行犯らが被害者にクロロホルムを吸引させ、昏倒させた（第1行為）うえで、被害者を溺死させようと海中に転落させた（第2行為）ところ、被害者は死亡したもののその死因が特定できず、海中に転落させる前に被害者はクロロホルムの吸引により、既に死亡していた可能性があったとされ、このような経過における殺人罪の既遂の成立が問題となった。この点に関し、最高裁の決定<sup>17</sup>は、「第1行為は第2行為に密接な行為であり、実行犯3名が第1行為を開始した時点で既に殺人に至る客観的な危険性が明らかに認められるから、その時点において殺人罪の実行の着手があったものと解するのが相当」とし、殺人罪の既遂を認めた。刑法判例上著名な「クロロホルム事件」である。この点、本稿の議論とは直接関係するものではないが、参考までに紹介しておく。

#### IV. 事例を梃とした分析

ここまで、保険調査が捜査の端緒となった死亡事件のうち筆者が知るもののうち、保険会社が捜査当局に先んじて犯罪を検知した死亡事件を概観してきたが、以下では、これらの事件を梃に、生命保険犯罪についての特性分析を試みたい。なお、松山囑託殺人事件については、いわゆる「保険金殺人」とは異なるが、ここでは、自殺を遂げた被保険者を保険犯罪の首謀者、囑託殺人を行った運転手を共犯者として分析を行う。

---

<sup>17</sup> 最決平成16年3月22日刑集58巻3号187頁

## 1. 行為の態様

ここまで、概観してきた2つの事件については、偶然なのか必然なのか、港の岸壁から自動車ごと海に転落して被保険者が溺死したという態様面における共通点が認められる。

これと同様ないし類似の態様をとった保険金殺人事件としては、古くは1974年に発生したいわゆる「別府3億円保険金殺人事件」、1979年発生したいわゆる「力丸ダム保険金殺人事件」、最近では、2002年に秋田で発生した保険金殺人事件、2005年に北九州で発生した保険金殺人事件等があげられる。

また、少し前のデータになるが、1978年～1982年の5年間に検挙した保険金目的の殺人事件44件について犯行の手段・方法をみると、交通事故を偽装したものが16件（36.3%）と最も多く<sup>18</sup>、かかる特性が単に概観した2つの事件にとどまるものではないことがみてとれる。

また、交通事故を偽装するものではないが、近年では、1999年に発覚した長崎・佐賀の夫子連続保険金殺人事件、2017年7月に和歌山県白浜町で起きた保険金殺人事件、2019年1月に千葉県富津で起きた保険金殺人事件（公判中）などのように、いずれも水難事故を装い、岸壁から海に突き落とし溺死させるという手段がとられているケースも見られる。

生命保険会社で10年以上の支払査定経験を有する筆者の経験上も、車ごと海に転落しての溺死は、その態様から、単なる交通事故ではなく事件や自殺ではないかという疑いを即座に抱かせる一方で、実際に調査を行った後も、種々の間接事実の積み重ねのみで事件、事故、自殺の別を判断することはかなりの困難を要するケースが多かったように思う。裏を返せば、保険金殺人を目論む者にとっては、生命保険会社が不慮の事故による死亡であることについて合理的な反証（立証）に成功しない限り、少なくとも普通死亡保険金が取得できる可能性が高いこと、万一、不慮の事故死であることが否定されたとしても、溺死の場合、犯罪性がある場合に特有の痕跡が生じにくいと思われる<sup>19</sup>ことや、

---

<sup>18</sup> 昭和58年警察白書

<sup>19</sup> 2011年4月に法医学者、刑事法学者等の有識者からなる研究会においてとりまとめられた「犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方について」によれば、平成10年以降に発覚した犯罪死の見逃し等事案のうち、死因は誤っていないが、犯罪性を見落

運転手が脱出する、ないし被害者以外が乗車しないことで、犯罪性を疑わせる痕跡が残りにくいと思われること等からすると、保険金受取人の故意であることを立証するのはさらに至難の業であり、（こうしたことがあってはならないものの）保険金殺人であることが発覚しないまま普通死亡保険金部分が取得できる可能性は高いともいえる。

また、石巻保険金殺人事件において、被保険者を失神させるためにクロロホルムが用いられているように、犯行の過程で薬毒物が用いられるものも多くみられる。例えば、2000年に発覚した埼玉・本庄保険金殺人事件（トリカブトや薬物の過剰摂取により殺害）、2001年に発覚した久留米の看護師4人組による連続保険金殺人事件（①睡眠薬を飲ませたうえで静脈に空気を注射、②睡眠薬で意識消失させ、鼻からウイスキーを流し込む）など、薬毒物等を用いた事例は列挙に暇がない。

## 2. 保険調査に臨む請求者（犯罪者）の態度

次に、保険調査に臨む請求者（犯罪者）の態度についてみてみたい。紹介した2つの事例のうち、松山囑託殺人事件については、保険犯罪者にあたる被保険者が死亡（自殺）しており、保険調査に臨むことがなかったため、本検討の参考にならないが、以下、石巻保険金殺人事件の刑事裁判の判決文や報道された内容から認められる、保険金受取人であるXの性格や態度を概観していくとともに、前記1で列挙した過去の保険金殺人事件等との共通点を探っていくこととする。

- ・「被告人Xの性格は、活発で激しく、自己中心的なところがある」<sup>20</sup>
- ・「被告人Xは、…知り合ったCと肉体関係を持ち、以後、同人との不倫関係を続けるために、多数の消費者金融から借金をしたり、実母に無断で同人の一時払い養老保険を担保に借り入れをするなどしてまで、1か月20万円以上もの多額の金銭を生活費や遊興費としてCに貢ぐようになり、再び借金が増加していった。そのため、被告人Xは、平成6年中には、単にAの死を待

---

としたもの（21件）のうち半数以上にあたる11件が溺死とされている。

<sup>20</sup> 最決平成16年3月22日刑集58巻3号187頁

つのではなく、同人を殺せば生命保険金が手に入ると考えるようになり、Hをはじめとする知人に対し、『おらいのハゲうっとうしい。おらいのハゲ死ねばいい。だれか殺してけねがや。』などと話すようになった。」

- ・「（被害者の殺害後、）被害者の遺体発見に異常な執着をみせ、遺体が発見されるや、良心のためらいもなく、驚くほどの早さで保険金請求に必要な書類を整え、他の遺族の悲しみに目もくれず、葬儀の日取りも意に介さず喜々として保険金請求をしている」<sup>21</sup>
- ・また、Xは、「ただの自殺では（保険金が）半分になる。絶対に事故に見せかけなければ駄目だ」と注意したという。<sup>22</sup>
- ・X容疑者はAさんが行方不明になって2か月後の1995年10月10日、『夫は石巻の港に沈んでいるとお告げを巫女から受けた』などと話し、石巻市の潜水業者に捜索を依頼した<sup>23</sup>
- ・「一部の保険会社は、X容疑者の指摘が“的中”したことにかえって疑問を抱き、独自に調査を開始」<sup>24</sup>

このように、Xの性格は活発で激しく、自己中心的で、遺体捜索や保険金請求には異常な執着をみせ、保険調査に際しても、保険会社や関係者に疑念を抱かせるまでに雄弁に虚偽の事実を並べ立てて説明したことが窺える。

このようなXの性格や態度は、本件に特有のものではなく、前出の保険金殺人事件の首謀者、例えば、マスコミを利用して積極的に身の潔白を主張した別府3億円保険金殺人事件の荒木虎美や、埼玉・本庄保険金殺人事件の八木茂死刑囚、看護師仲間3名を言葉巧みに洗脳し、共謀のうえ連続保険金殺人事件を起こした主犯格の吉田純子死刑囚らにも共通してみられる特徴ではないかと思われる。

---

<sup>21</sup> 仙台地判平成14年5月29日(判例集等未登載)

<sup>22</sup> 朝日新聞(東北版)2002年1月22日(朝刊)記事

<sup>23</sup>・<sup>24</sup> 河北日報2001年10月7日(朝刊)記事

### 3. その他の特徴

その他に認められる特徴として、保険犯罪の実行にあたり共犯者が存在している点、犯人が借財や金銭トラブル等を抱えている点、犯人に不適切な異性との関係が存在する点等があげられよう。

保険金殺人は共犯率が非常に高い犯罪であるとされ<sup>25</sup>、さらにその中でも車ごと海に転落させるような交通事故偽装事件は、その態様から考えても単独での実行が極めて難しいものと考えられる。借財や金銭トラブルの存在は、保険金殺人の最も重要な動機が金銭欲とされる<sup>26</sup>ことからしてもある意味当然かもしれない。また、生命保険が基本的には家族制度の上に成り立ち、保険金受取人は、家族間の愛情関係から、本来被保険者が生き続けることを望み、保険金を受け取ることが望んでいないという前提に立っている<sup>27</sup>ことを考えれば、石巻保険金殺人のように被保険者と保険金受取人が夫婦の場合においては、保険金受取人に異性との不適切な関係が存在する（この場合、夫婦関係は極度に悪化していることが多い）のはある意味自然といえよう。

また、松山囑託殺人については、被保険者に過去に保険犯罪（保険金詐取目的のため船舶を沈没させようとした偽装事故未遂により、艦船覆没未遂罪で起訴され、公判中）の経歴があったこと、石巻保険金殺人事件についても、主犯のXには前歴等はないものの、実行犯の中心人物であるBは本件とは別の保険犯罪を行った事実が認められている<sup>28</sup>点等からすると、過去に保険犯罪の経歴があるという点も特徴として挙げてよいと思われる。

---

<sup>25</sup> 月足一清「保険金殺人の動向分析－1970年～1989年」（犯罪社会学研究 第15号 1990）129頁によれば、1970年代から80年代に起きた保険金殺人のうち、共犯による事件が総件数147件中92件と実に62.6%に上り、特に「交通事故死」偽装事件では全40件中31件と77.5%の高率を示しているとされる。

<sup>26</sup> 渡橋健「近年の刑事裁判例に見る保険金殺人の動向とモラル・リスク対策」（保険学雑誌第605号）172頁

<sup>27</sup> 月足・前掲 126頁

<sup>28</sup> 刑事裁判の記録上、既往症や入院歴等を秘匿して保険契約をし、多額の保険金を詐取した事実が認定されている。

## V. 外国の事例等との比較

次に、ここまでの特性分析が通用性を持つかどうかについて、外国文献で指摘されている保険犯罪（者）の特徴等とも対比した分析を試みたい。

### 1. 行為の態様について

人身傷害保険にかかる記述ではあるが、Dexter Morse と Lynne Skajaa の 2004 年の研究によれば、その当時、事故偽装 (staged accident) による詐欺の件数は多くの国で劇的に増加しており、保険の対象となる犠牲者には、女性や高齢者になる傾向がある、請求者 (claimant) には、似たような状況での以前の事故歴 (history of prior accidents) がある等といった指摘がなされている<sup>29</sup>。また、Alfred Mane の 1944 年の研究によれば、保険犯罪の 1 類型として、多くの人間が自殺であることを発見されることのないよう、純粋な事故を偽装 (camouflage of pure accidents) して故意に死亡しており、科学の進展により、自動車や飛行機等の乗り物を自殺の方法として用いることが多くなっているとの指摘がある<sup>30</sup>。少なくとも、自動車を用いた交通事故の偽装は、日本国内のみならず、海外においても保険犯罪の代表的な態様であるようである。一方で、車ごと海に転落という態様を用いた事例は筆者においては発見するに至らず、これはある意味日本において特徴的な態様である可能性が指摘できるようにも思われる。また、保険犯罪の犠牲者の役回りを演じる被保険者には女性や高齢者になる傾向があるという点についても、日本における特徴とはやや異なっているように思われる。

### 2. 保険調査に臨む請求者（犯罪者）の態度

Danielle E. Warren と Maurice E. Schweitzer による 2015 年の研究は、詐欺請求者 (deceivers) には、保険調査に臨むにあたり、保険会社の調査員との面談を避けたり遅らせたりといった、やりとり回避 (interpersonal

---

<sup>29</sup> Dexter Morse and Lynne Skajaa "TACKLING INSURANCE FRAUD: LAW AND PRACTICE" (2004) P. 21

<sup>30</sup> Alfred Manes "Insurance Crimes (1944) P. 37

avoidance) の傾向がみられると指摘し、その理由として、①面談を遅らせることにより保険者側の忍耐や財源を試すことができるといった戦略的な理由、②会話手段を遮断することにより請求内容を矛盾なく思い出さなければならない機会を回避できる点、③調査員と会うことで、ストレスや不安等の何かしらの生理的な反応が生じる点、といった内容を挙げている<sup>31</sup>。

このような「やりとり回避」の傾向は、筆者の実務経験上からの推測にはなるが、日本における保険犯罪の中でも、生命保険の高度障害保険金の請求や各種の医療特約に基づく給付金といった生存給付の請求者にみられる傾向のようにも思われる。

石巻保険金殺人事件の主犯である X や、著名な保険金殺人事件の犯人らに共通してみられた、「雄弁」ともいえる態度とは正反対の特徴であるが、このような「雄弁」さは、死亡事件、つまり保険金殺人の犯人に特有の特徴であるという指摘ができるようにも思われる。

### 3. その他の特徴

保険犯罪の実行にあたっての共犯者の存在に関し、Dexter Morse と Lynne Skajaa による前出研究は、人身傷害保険の詐欺の特徴として、プロフェSSIONALでよく訓練された組織 (rings) の存在や、事故現場における過度に熱狂的で協力的な目撃者 (over - enthusiastic and co-operative witness) の存在を指摘する<sup>32</sup>。また、Michael H. Boyer による 1988 年の研究は、家財保険についてではあるが、詐欺の指標 (indicators of fraud) として、「保険加入者は個人的あるいは仕事上の金銭トラブルを抱えている。」「保険加入者と配偶者が最近離婚した、ないし離婚手続き中である。」「保険加入者に以前に多くの疑惑の損害歴 (black cloud) がある。」といった項目を挙げており<sup>33</sup>、これらの特徴は日本における生命保険犯罪のそれと一致をみる事が指摘できよう。

---

<sup>31</sup> Danielle E. Warren Maurice ・ E. Schweitzer “When Lying Does Not Pay : How Experts Detect Insurance Fraud” (2015) P. 714

<sup>32</sup> 前掲・注)27 P21

<sup>33</sup> Michael H. Boyer “PERSONAL PROPERTY INSURANCE FRAUD CHECKLISTS” (1988) P3

## VI. おわりに —まとめと今後の課題—

以上のとおり、本稿は、保険犯罪に共通した傾向を見出すことが今後の実務の助けになのではないかとの問題意識の下、保険犯罪を保険会社が検知し、それが捜査の端緒となって刑事事件の立件につながった実例の分析を通じ、これらに共通する特徴を洗い出し、海外の事例との比較を行い、その異同を論じてきた。その結果、次のような分析結果が得られた。

第1に、行為の態様については、自動車ごと海に転落して死亡した（させた）という、自動車を用いた交通事故偽装事件という点で共通しており、この態様は、日本においては過去の他の著名な保険金殺人事件においても用いられているものであった。自動車を用いた交通事故の偽装は、日本国内のみならず、海外においても保険犯罪の代表的な態様のようであるが、車ごと海に転落という態様を用いた事例は筆者においては発見に至らず、これは日本において特徴的な態様である可能性が指摘できるようなにも思われた。

第2に、保険調査に臨む請求者（犯罪者）の態度に関し、石巻保険金殺人の犯人やその他著名な日本の保険金殺人事件の犯人に共通する特徴として、極めて「雄弁」である点を指摘することができるが、一方で、海外の事例においてはむしろ「やりとり回避」の傾向がみられるとの指摘がみられた。この傾向は、日本における保険犯罪の中でも、損害保険や生命保険の医療給付金の詐欺的請求者にみられるように思われ、その意味で、請求者の「雄弁」さは、死亡事件、つまり保険金殺人の犯人に特有の特徴的であるという指摘ができるようなにも思われた。

第3に、その他の特徴として、保険犯罪の実行にあたり共犯者が存在している点、犯人が借財や金銭トラブル等を抱えている点、犯人に不適切な異性との関係が存在する点、過去に保険犯罪の経歴があるという点を挙げたが、これらについては、海外の事例においても同様の傾向が見られ、詐欺的請求の存在をチェックするための指標になり得るものと思われた。

今回の分析を通じ、損害保険の分野についてはこうした研究が進んでいる感を受けるが、生命保険の分野の死亡事件を対象としてこうした分析結果が得られた点において、本稿には一定の意義があるものと考えられる。

一方で、今後の課題も残されている。すなわち、第1に、さらに事例を探求して分析の深化に努めることである。今回は、加入保険金額や、加入から事故発生までの期間といった切り口での分析は行っていないが、生命保険会社が行う保険犯罪の未然防止という観点からは、当該分析が重要であることは疑いようもないだろう。第2に、最も重要なこととして、こうした分析を活かして保険金殺人をはじめとする、保険犯罪の実際の防止を実現していくことである。引き続き分析・研究を進めてまいりたい。

以上